

企業倫理規定

イーソンは、イーソン社とその子会社および関連会社（以下「イーソン社」と言います）の取締役、役員、従業員が職務を遂行する上で本規定に明記された倫理的原則を遵守することを義務付けます。

1. 法令遵守

私たちは事業を展開する各国の法規制に従います。

2. 公正な経理・会計・税務処理

当社は正確で完全な財務および業務記録を維持し、詳細かつ公正で、正確な、またタイムリーで理解しやすい決算ならびに重要情報の発表を行います。当社では記録と情報の完全性を保つために設計された内部統制のシステムを開発しました。

3. 人権の尊重

私たちは人権を尊重し、サプライヤーにも同等の行動規範に従うことを求めます。

4. 品質保証

私たちは優れた品質の製品とサービスを提供することを約束します。

5. 公正な競争

当社は優れた実績をあげるにより、競争優位を保ちます。企業倫理や法律に違反する取引慣行に従事することはありません。

6. 公正な雇用慣行

当社は、能力に基づく公平な採用・人事処遇方針の下で、様々な文化的背景を持つ従業員を尊重することを約束します。職場でのハラスメントや差別を容認することはありません。

7. 利害衝突

私たち従業員は、判断力を鈍らせたり、個人の利益と会社に対する責任との間に利害の衝突をきたしたりするような関係や行動を避けます。私たちは社内における地位を利用して自分や他の人のために利益を図ることはせず、また、イーソン社と競合する活動に携わったり、そのような関係を築くこともありません。



Powering Business Worldwide

8. 資産と情報の保護

私たちはイートン社の資産、情報、ビジネスの機会を会社の事業目的のためだけに利用します。私たちはイートン社および他社から扱いを任された情報および従業員に関するデータの秘密を厳守します。

9. 誠実な行動

賄賂やリベートおよび不適切なギフトや接待の授受は禁じられています。私たちはイートン社の企業倫理と価値に合致したビジネス慣行に従事します。

10. 政府関係取引

私たちは政府との取引契約や公務員に適用される法規制を遵守します。

11. 政治献金

イートン社では合法的な場合でも政党や選挙の立候補者に献金をすることは禁じられています。

12. 環境・安全・衛生

私たちは従業員の衛生と安全を守り、環境を保護するグローバルリーダーとなるべく取り組んでいきます。

報告 – 現地の法律に従って、会計、財務、税務、贈賄防止などを含め、企業倫理や法律に違反する事実があった場合、または違反するおそれがあると感じたときは、誰でも企業倫理・コンプライアンス室に匿名または実名で報告することができます。事態の解明においては秘密厳守に最大限の努力が払われます。

これらの報告は以下の通り、郵便、電子メール、または電話にて受け付けています。

郵便 – 送り先：

SVP, Ethics and Compliance
Eaton
1000 Eaton Boulevard
Cleveland, Ohio 44122 USA

電子メール –

Ethics@eaton.com 宛にメールを送信するか、**JOE**（イートンのイントラネット）またはイートンの外部ウェブサイトからグローバル企業倫理のウェブサイト
にアクセスしてウェブフォームをご利用ください。

電話 -

米国およびカナダからは企業倫理ヘルプライン（800-433-2774）が利用できます。その他の国からは、勤務先の企業倫理ポスターまたは JOE のグローバル企業倫理のウェブサイトに記載されている番号をダイヤルしてください。ヘルプラインの番号はフリーダイヤルになっており、多言語で対応できる担当者が一日 24 時間、毎日待機しています。

多言語サポート -

英語以外の言語で上記の宛先に報告することもできます。受け取った書簡や電子メールはこちらで翻訳します。

イートン社では、企業倫理や法律・財務規定に違反するおそれのある行為を報告する従業員に対する報復や不利益取り扱いを禁じています。誠意を持って報告を行った従業員は懲戒処分を受けることはありません。

個人の責任

全ての取締役、役員、従業員は本倫理規定に含まれた諸原則を読み、理解し、遵守する義務があります。現地の法律に従って、こうした原則を遵守することは雇用の前提条件であり、違反した場合は解雇を含む懲戒処分を受けることになります。

取締役会が企業倫理規定の違反に対する処分を検討、または処分の検討を行う管理者を選任するものとします。こうした行動は不正行為を未然に防止するとともに倫理規定遵守の姿勢を強化することを目的としています。

現地の法律に従って、全ての取締役、役員、従業員は、自身の判断でこれらの原則に違反していると思われるあらゆる行為をイートン社に報告する義務があります。報告は、上司あるいは他の管理職者、または上記の企業倫理・コンプライアンス室に行ってください。違反のおそれがある場合も、取締役会の監査委員会あるいは企業統治委員会の委員長、または直接取締役会に報告することができます。その場合は郵送で企業倫理・コンプライアンス室のシニアバイスプレジデント宛に送ってください。シニアバイスプレジデントが報告を転送します。